

駐車禁止除外指定車標章交付申請の手続き

根 拠 法 令	○ 鹿児島県道路交通法施行細則第6条第1項第4号シ、ス	
許可の対象となる用務	駐車標章	○ 専ら郵便法に基づく郵便物の集配 ○ 電気通信事業法に基づく電報の配達 ○ 道路交通法に基づく放置駐車車両確認業務 ○ 医師、助産師による緊急往診 ○ 報道機関の緊急取材 ○ 患者輸送車又は車いす移動車による輸送用務など
	身障者標章	○ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表の障害者等級区分表に該当するもの。 ○ 療育手帳の交付を受けている者で、障害の等級及び程度がA1、A2又はAと判定されたもの。 ○ 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表の障害者等級区分表に該当するもの。 ○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の等級及び程度が1級の障害を有するもの。 ○ 医療受給者証の交付を受けた者に監護される者で、小児慢性特定疾病中の色素性乾皮症に該当するもの。
必要書類等	駐車標章	① 除外標章交付申請書 ② 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 ③ 用務を確認することができる書面 (例) 医師免許の写し等 ④ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。
	身障者標章	① 除外標章交付申請書 ② 身体障害者手帳などの写し ※ 申請時等に交付対象者との面接が必要です。
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日(休日、年末年始を除く。) 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 申請から標章の交付まで日数を要する場合がありますので、申請先の警察署へお尋ねください。	
受付窓口	申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。	
手数料	無料	
備考(注意事項)	駐車標章を使用する際には、連絡用紙を掲出してください。 「連絡用紙」とは、駐車した車両が、交通上の危険、運行の支障、渋滞の原因等となっている場合に、警察官等が直ちに対応できるようにするためのもので、運転者の連絡先又は用務先の住所を記載した書面で、任意の様式とします。 ※申請書に押印は不要です。	
問い合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部 交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172、5173) ○ 各警察署の連絡先：ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「車庫証明・駐車に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)	

別表

障 害 者 等 級 区 分 表

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3 級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	_____
	移動機能	1 級及び 2 級	
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級、3 級及び 4 級の各級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	_____
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症